

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会  
役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 連合会は、役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

ただし、連合会の事務局長が役員を兼務する場合は、役員としての報酬等は支給しない。

- 2 役員には、理事会等連合会の用務を行った場合に、日額報酬を支給する。
- 3 役員には賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬日額は、別表1に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員の日額報酬は、会長が別に定める日に通貨で直接支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が職務の遂行に当たって負担した費用について請求があった場合は、別表2に定める費用を遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 連合会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表1 (第4条関係)

役員報酬日額

職区分	報酬日額
会長	5,000円(年額340,000円以内)
その他の役員	3,000円(年額48,000円以内)

別表2 (第6条関係)

1 役員に係る費用	交通費実費、旅行諸費及び宿泊料 (旅行諸費及び宿泊料は、連合会の旅費規程に定める額とし、宿泊料は、宿泊を要する場合に限る。)
2 役員に係る費用	連合会旅費規程に定める額
3 その他職務に係る費用	実費